

4 佐藤英行議員

- 1 第5次岩内町総合計画の策定を
- 2 公的病院としての岩内協会病院、倶知安厚生病院の地域医療について
- 3 新築住宅は岩内町内業者の利用推進を
- 4 学校関係の防災対策について



1 第5次岩内町総合計画の策定を

岩内町総合計画がないということは、海図を持たず、羅針盤もなく、行先もわからない中で、町民を乗せて大海へ出るようなものです。

一方、まち・ひと・しごと創生法に基づき、計画期間を平成27年度から31年度までの5年間とした岩内町総合戦略を策定しています。これは、本年度で終了です。国立社会保障・人口問題研究所が推計している岩内町の将来人口を基礎として、岩内町総合戦略を組んでいます。その当時、推計した人口減少よりも減少度合が激しくなっております。例えば、2040年の推計は、7,850人であったものが6,790人となっているのです。

地方自治法の改正で、計画の軸となる基本構想策定の法的義務が撤廃されましたが、各自治体は、主体的に計画づくりを進めております。前町長は総合計画という形のみにとられるのではなく、検討が必要と述べていましたが、検討時期は過ぎ、岩内町の未来を指し示すべく木村町政のもと、第5次岩内町総合計画策定に着手すべきと考えます。

- 1、第5次岩内町総合計画を策定するのか。しないとすればその理由は。
- 2、策定するとすれば、計画の期間はいつからいつまでなのか。町民の参加が不可欠であるが、どのような形で策定を進めていくのか。

【答 弁】

町 長：

第5次岩内町総合計画の策定について、2項目のご質問であります。

1項めは、第5次岩内町総合計画を策定するのか、しないとすればその理由は、についてであります。

地方自治体の最上位計画としての総合計画のあり方については、これまで町としては、社会・経済状況の悪化や目まぐるしく変化する時代の中、地域が抱える問題・課題の解決に対し、地域活力の維持・向上に高い効果を上げる実効性を備えた、総合計画の改革の方向性を検討してきました。

人口減少や少子高齢化など、町の推計を上回るスピードで過疎化が進むこの地域を立て直していくためには、厳しい財政運営が続く中であっても、常に前を向き、事業の選択と集中、施策展開の戦略性を持ちながら、将来を見据えた町づくりをしっかりと推進していかなければなりません。

私は、町づくりの基本理念に掲げる健やかな町づくりの実現に向けて、この町の目指すべき方向性や将来像を明確にし、町民の皆さんと目的を共有し行動するためにも、新たな町の総合的かつ長期的な指針となる最上位計画の策定に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

2項めは、策定するとすれば、計画の期間はいつからいつまでなのか、町民の参加が不可欠であるがどのような形で策定を進めていくのか、についてであります。

今後、策定予定の最上位計画の期間について、現時点においては、令和2年度中もしくは令和3年度当初を計画の始期としたいと考えておりますが、詳細については、今後、検討してまいります。

また、策定の進め方につきましては、長期的にこの町を目指すべき方向性や将来像を明確にし、町民の皆さんと目的を共有できる策定方法を検討し、取り進めてまいります。

< 再 質 問 >

最上位に位置づけされる総合計画は、岩内町の将来を見据えた町づくりを実現するための指針です。

前回の新たな岩内町総合計画第4次は、策定に向けて平成19年7月に第1回目の岩内町総合計画策定審議会を開いております。そして、平成21年2月に最終答申案を審議、決定しております。実に、1年半をかけて策定しております。

答弁では、令和2年度中、もしくは令和3年度当初を計画の始期としたいと答弁されておりますが、木村町長としてはスピード感をもって策定し、令和3年度から具体的に計画に向けた町政を執行することをお考えだろうと思っておりますが、拙速は付け焼刃になり、ただ間に合わせになる可能性もあります。

策定過程で、職員のOJTを経て、スキルアップも図れます。計画の実現に向かって実践するためには、絶えざるPDCAサイクルの規定も必要となってきます。

来年は、5年に1度の国勢調査の年でもあります。令和2年度中の策定では、総合計画の修正も考えられます。

令和2年度中ではなく、もう少し余裕をもって中身の濃い総合計画を策定すべきではないのか。

【答 弁】

町 長：

第5次岩内町総合計画の策定について、令和2年度中ではなく、もう少し余裕を持って、中身の濃い総合計画を策定すべきではないか、についてであります。

今後、策定予定の最上位計画につきましては、現時点においては、令和2年度中、もしくは令和3年度当初を目指したいと考えておりますが、策定スケジュール・策定方法など詳細につきましては、今後、検討してまいります。

2 公的病院としての岩内協会病院、倶知安厚生病院の地域医療について

2019年9月27日、424病院に再編要請への見出しで、公立病院、公的病院名を発表したと新聞報道がなされました。後志管内では、公的病院の岩内協会病院が唯一、再編・統合の対象とされました。

2014年に成立した医療介護総合確保推進法に盛り込まれた地域医療構想は団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護のニーズが増す2025年の医療体制を定めたものです。そのもとで北海道は、北海道地域医療構想策定方針を策定しております。その中で、病床削減を目的としているのではないと記されています。この策定方針に基づき、後志では、後志地域推進方針、後志圏域地域医療構想が示されています。

新聞報道を読んだ町民は、基幹病院たる協会病院がなくなるのか、いままでとどう違ってくるのかと、大変、不安感が増しております。2025年75歳以上の人口が全国では18パーセント、岩内町は22.8パーセントとなっております。高齢者が住み続けていくためには、病院、買い物、除雪、これらが整うことが大事だと考えます。

岩内協会病院が、再編・統合の対象になったことに対して、地域医療の観点から見解を伺いたい。

同じ公的病院である倶知安厚生病院の旧棟改築整備について、厚生連は、当初40億円程度だったものが33億円、そして、今回、28億円強を整備費用概算額として提示しました。羊蹄山麓7町村と厚生病院等で構成される倶知安厚生病院医療機能検討委員会は、岩内町など他町村にも負担を仰ぎたい旨の打診をしていると聞いております。

岩内町として、地域医療連携の観点から倶知安厚生病院の改築整備と負担に対して、どのような考えを持っているのか。

【答 弁】

町 長：

公的病院としての岩内協会病院、倶知安厚生病院の地域医療について、2 項目のご質問であります。

1 項めは、岩内協会病院が再編・統合の対象になったことに対して、地域医療の観点からの見解についてであります。

地域医療構想につきましては、2025 年における病床の機能区分ごとの必要量を定め、その実現にむけて、病床機能の分化及び連携の促進、在宅医療等の充実など、施策の方向性を示すものであり、現在、小樽市内の医療機関も含む後志圏域地域医療構想調整会議の場で議論を進めているところであります。

そうした中、厚生労働省が所管する地域医療構想に関するワーキンググループにおいて、再検証要請対象医療機関が公表されたところであります。

この公表は、国が保有するデータを基に、公立・公的医療機関のうち、診療実績が特に少ないもの、または、人口100万人以下の構想区域に所在する診療機能が類似かつ近接しているものを対象としており、全国一律の基準で機械的に分析され、地域の特殊性をまったく考慮しておらず、絶対的な分析結果ではないものと、認識しているところであります。

また、国においても、公表後、各医療機関が担う急性期機能や、そのために必要な病床数等について再検証をお願いしているもので、医療機関そのものの統廃合を決めるものではなく、今回の公表は、地域調整会議の議論の活発化を図るためと明言したところであります。

しかしながら、この公表は、地域住民に不安を与え、医療現場に混乱をもたらすものであることから、町といたしましても、国に対して、北海道町村会を通じ、地域医療構想に関する緊急要望を行ったところであります。

いずれにいたしましても、岩内協会病院が岩宇地域、さらには後志西部の基幹病院として果たしている役割を理解していただき、当地域において担うべき医療体制を確保するため、今後においても岩内協会病院と連携し、対応してまいります。

2 項めは、岩内町として、地域医療連携の観点から倶知安厚生病院の改築整備と負担に対して、どのような考えを持っているのか、についてであります。

倶知安厚生病院の改築整備計画につきましては、当病院が地域に必要な医療機能を持続・維持するため、今後、旧病棟の耐震化がどうしても必要であることから、倶知安町長を会長とする倶知安厚生病院医療機能検討協議会より、山麓7町村と岩内町、共和町、黒松内町の10町村による、整備費用に係る自治体負担に関する協議の場に加わっていただきたいとの要請があったところであります。

倶知安厚生病院は、北海道が指定する災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関であり、後志管内においては小樽市を除く唯一の分娩可能な産婦人科を有していること、さらには、救急搬送を含め本町の町民も一定数が受診している状況となっております。

こうしたことから、町といたしましても、地域医療連携の一翼を担う重要な拠点医療機関であると認識しており、改築整備に関する財政の支援は必要と考えているところであります。

3 新築住宅は岩内町内業者の利用推進を

岩内町持ち家取得補助金は定住促進と町の活性化、岩内町住宅リフォーム補助金は住生活産業の活性化と良質な住宅ストックの形成を目的とあります。リフォーム補助金は対象を町内業者が行うリフォームと限定しております。持ち家取得補助金は町内業者が施工した新築住宅に50万円の加算がありますが、町内業者に限定したものにはなっておりません。

住宅、特に新築住宅建築は多くの住生活業種が建築にかかわってきます。町内業者が施工業者の場合、新築代金は多くの業種を経由して岩内町の活性化へとつながってきます。

1、持ち家取得補助金は、住宅リフォーム補助金のように、なぜ町内業者に限定していないのか。

2、制度を利用したリフォーム補助金の件数と交付金額の推移は。

3、建築に関する町内工事業者は何社あるのか。

4、持ち家取得補助金制度が施行される前後も含めて、直近5年間の新築件数と施行後の補助件数と補助金額、及び町内業者及び町外業者の施工の各々件数と建て主への補助金額は。

5、町内業者を利用していない原因をどのように考えているのか、また、町内業者を利用してもらうためにどのようなことができると考えているのか。

【答 弁】
町 長：

新築住宅は岩内町内業者の利用推進を、について、5項目の質問であります。

1項めは、持ち家取得補助金は、住宅リフォーム補助金のように、なぜ町内業者に限定していないのか、についてであります。

新築住宅取得補助金は、岩内町住生活基本計画及び岩内町総合戦略に登載の岩内町への移住・定住促進施策の効果的な手法の1つとして、平成29年度から、岩内町総合戦略の計画期間である令和元年度までを期間として設定したものであり、その内容としては、住宅取得にかかった費用の10パーセントを、100万円を上限として補助するものであり、建て主が転入者や子育て世帯の場合、または、町内建築業者で建築した場合などに加算を設定しております。

この補助金は、国からの交付金を活用したものであり、その交付要件に合致するよう、北海道のガイドラインに即した要件を町で設定しております。

その中では、建築業者の要件として、北海道が定めた、省エネ・耐久・耐震など家の基本性能の確保、専門技術者による設計・施工、家づくりに関する記録の保管の3つのルールを守り、安心して良質な家づくりを行う道内の住宅事業者である、きた住まいるメンバーであることが条件とされており、町内においては、きた住まいるメンバーである建築業者は2社しかなかったことから、建て主側の選択権を考慮し、町内業者の限定をしなかったものであります。

2項めは、制度を利用したリフォーム補助金の件数と交付金額の推移は、についてであります。平成29年度は、交付件数2件、交付金額40万円、平成30年度は、交付件数4件、交付金額75万8千円、令和元年度では、見込みになりますが、交付件数2件、交付金額35万2千円、となっております。

3項めは、建築に関する町内工事業者は何社あるのか、についてであります。

建設工事等競争入札参加資格者名簿に搭載された、岩内の町内の建築工事を請け負う業者については、12社となっております。

4項めは、持ち家取得補助金制度が施行される前後も含めて、直近5年間の新築件数と施行後の補助件数と補助金額、及び町内業者及び町外業者の施工の各々件数と建て主への補助金額は、についてであります。

新築件数が確定している、平成26年度から平成30年度の5年間では、平成26年度は新築件数14件、平成27年度は新築件数17件、平成28年度は新築件数22件、平成29年度は、新築件数34件、補助件数7件で補助金額1,000万円、その内訳は、町内業者3件で補助金額560万円、町外業者4件で440万円、平成30年度は、新築件数24件で、補助件数8件、補助金額1,300万円、その内訳は、町内業者3件で補助金額490万円、町外業者5件で810万円となっております。

5項めは、町内業者を利用していない原因をどのように考えているか、また、町内業者を利用してもらうために、どのようなことができると考えているのか、についてであります。

平成24年3月の岩内町住生活基本計画策定時に行った住宅・住環境に関する町民意識調査において、町内業者の利用意向を調査しており、利用したい、条件によっては利用したいが約6割、利用するつもりはないが約2割であり、その回答理由として最も多かった施工技術力の不安が、その主な原因であると考えられます。

そのため、補助金加算の要件を、安心して良質な家づくりを行う住宅事業者と

して登録された、きた住まいるメンバーの町内建築業者と設定したことにより、建て主側が感じる町内建築業者の施工技術力不安が払拭されることとあわせ、町内建築業者へのきた住まいるメンバー登録アピールにより技術力向上等が図られることを期待したものであります。

注文住宅は、ハウスメーカーや建築業者ごとに、様々な機能面・デザイン面など個々個別の特徴を備えているものであり、それら特徴に魅力を感じ、選択するのはあくまで建て主側であります。

近年の新築状況では、町外ハウスメーカー等による建築が多くを占めている状況ではありますが、町内業者の利用意向は約6割とされた結果も踏まえ、町としては、これまでも行っている、きた住まいる登録制度をはじめとした、施工技術力向上に繋がる研修案内などの情報提供に加え、建築行政の観点から、信用度の向上に資する指導助言を今後も引き続き積極的に行い、建て主側が感じている施工技術力の不安の縮減に努めてまいります。

< 再 質 問 >

平成29年度からの新築住宅補助金制度施行後、新築件数が増えており、制度の効果が見受けられます。

一方、そのうち29、30年で、町内業者6件、1,050万円、町外業者9件、1,250万円が補助金として交付しているとのことですが、町外業者が件数、金額とも、町内業者を上回っております。

町内業者の受注が減少するということは、住生活業種の職人のものづくり技能が衰退し、技術が後継者につなげなくなり、後継者もいなくなります。先ほどの答弁では、もろもろの縛りがある国の交付金を活用しているとのことですが、岩内町独自の施策をもって町内業者による新築住宅への補助金を設定するべきではないでしょうか。

【答 弁】

町 長：

新築住宅は岩内町内業者の利用推進を、について、岩内町独自の施策をもって町内業者による新築住宅への補助金を設定すべきではないか、についてであります。

近年の町内における新築件数は増加傾向にありましたが、これには、消費税増税前の駆け込み需要も含まれていること、また、この1、2年の件数については落ち着いてきていることから、来期以降は減少傾向にあると見込むところであります。

本補助金については、来年度以降の問い合わせも数件程度あり、有用性は認識しているところではあります。町の財政状況の観点から、町独自の補助金制度を設けることは考えていないところであり、町としては、町内建築業者に対して建て主が抱えている施工技術力不安の縮減に向け、引き続き、きた住まいるメンバー登録制度の周知や、施工技術力向上に繋がる研修案内など、ソフト面の支援について、積極的に行っていきたいと考えております。

4 学校関係の防災対策について

2011年3月11日に起きた東日本大震災の津波で、石巻市立大川小学校の児童74人、教職員10人が犠牲となりました。地震発生後、教員らの指示で児童は校庭に40分以上とどまり、そこから移動し、移動後の15時37分ごろ津波が到来し、犠牲となったものです。大川小学校津波訴訟で最高裁は、学校、行政の安全確保義務を厳しく捉えた判決を確定させました。教育現場にとって大変厳しい判決との意見もあります。

福島県浪江町の海から340メートルに位置する浪江町立請戸小学校は14時46分の地震発生後、学校が判断し児童を保護者に引き渡さず15時前には高台への避難を決定しました。避難後、請戸小学校の1階は水没しました。私は4度ほど現地に行っており、被害を受けた校舎の前で浪江町の教員の方にそのときの状況の説明を受けたことがあります。早めの決断と避難行動によって、児童81人、教職員13人は全員避難が間に合い無事でした。

請戸小学校の場合、避難開始が早く、また、保護者へ引き渡さなかったことが幸いしたといわれております。

大川小学校津波訴訟の最高裁判決は学校と行政の防災対策の不備を認めたものです。

近年、台風やゲリラ豪雨での被害が頻繁に起きており、地震や津波の発生も予想されます。当地には泊原子力発電所もあります。岩内町においては、小学校2校、中学校2校、さらには3つの町立保育所があります。

そこでお伺いします。

1、これら小学校、中学校及び保育所の子どもたちを守る防災対策は、岩内町においてどこが責任をもって実施しているのか。

2、小学校等では、誰が責任をもって子どもを安全なところへ導いていくのか。

3、小学校等の危機管理能力の向上が求められるが、現在の状況と危機管理能力の向上の方策は。

4、繁忙すぎるといわれる小学校等の教職員にとって、さらなる防災対策は大変な負担となるが、その負担減のためにどのようなことが考えられるのか。

【答 弁】

町 長：

学校関係の防災対策について、4項目のご質問であります。

1項めの、これら小学校、中学校及び保育所の子どもたちを守る防災対策は、岩内町においてどこが責任を持って実施しているのかと、2項めの、小学校等では誰が責任を持って、子どもを安全なところへ導いていくのか、については、関連がありますので、あわせてお答えします。

岩内町の防災対策につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、町が岩内町防災会議を設置し、岩内町地域防災計画や岩内町水防計画などを作成し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の万全を期することとしており、防災全般に関しての責任については、町となっているものであります。

また、各保育所に関しましては、児童を保護者よりお預かりしていることから、非常時の優先業務として、児童の安否確認、応急救護、安全確保、避難誘導等を実施することとしておりますので、所長を中心とした保育所内の体制により、子どもを安全なところへ導くこととなります。

3項めは、小学校等の危機管理能力の向上が求められるが、現在の状況と、危機管理能力の向上の方策は、についてであります。

保育所に係る、危機管理能力の向上につきましては、町の実施する防災訓練や、職員向けの防災研修会等へ保育所職員が参加する中で、また、保育所においては、入所児童が、すべて未就学児童で、災害時における避難等、特に保育所職員による手厚い対応が必要である一方、避難時に、より時間を要することも踏まえ、地震や火災等を想定した避難訓練を定期的を実施することで、子どもたちのより安全・安心な保育を目指しております。

4項めは、繁忙すぎるといわれる小学校等の教職員にとって、さらなる防災対策は大変な負担となるが、その負担減のためにどのようなことが考えられるか、についてであります。

保育所における災害時等の防災対策につきましては、日頃より、各所長を中心とした、配置されている職員において、通常の保育業務の中で、各児童の状況も把握し、災害時等に備えている状況であり、さらなる防災対策については、職員に求めていることから、大きな負担とはならないものと考えているほか、災害時における対応については、保育所に限らず、町として最優先されるべき業務でありますので、今後におきましても、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の万全を期してまいります。

【答 弁】

教育長：

学校関係の防災対策についてのご質問のうち、教育委員会に関する部分について、私からお答えいたします。

1 項めは、これら小学校、中学校及び保育所の子どもたちを守る防災対策は岩内町においてどこが責任をもって実施しているのか、についてであります。

小中学校の防災対策につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会が施設管理をすることと定められており、学校施設の防災対策として、校舎の耐震改修や消防設備の点検などを実施しております。

また、各小中学校におきまして、それぞれ防災計画及び危機管理マニュアルを策定し、これに基づき災害時の対応・地震時の対応・予防管理対策・訓練・災害発生時の対応など各種防災教育を実施しております。

教育委員会といたしましては、その内容が適切なものとなっているかの確認を行い、最新ハザードマップや地域の特性など多角的な情報により改善が必要な場合には、避難場所や経路などの見直しをするよう各小中学校へ指示し、防災対策の各種計画の整備に努めております。

2 項めは、小学校等では誰が責任をもって子どもを安全なところへ導いていくのか、についてであります。

各小中学校におきましては、防災計画及び学校保健安全法に基づいた危機管理マニュアルを策定しており、災害発生時は緊急を要することから、学校長がこれらに沿って各種災害に応じた避難先や避難方法を決定し、それぞれの分担のとおり行動するよう教職員へ指示をすることになります。

3 項めは、小学校等の危機管理能力の向上が求められるが、現在の状況と危機管理能力の向上の方策は、についてであります。

各小中学校におきましては、それぞれの教育課程の中で学校安全教育の一環として防災教育が盛り込まれ、防災計画及び危機管理マニュアルに、火災や地震などにおける対応や予防管理対策、震災対策及び避難訓練など、学校全体で取り組む事項を具体的に示しております。

現在の状況といたしましては、消防署の協力・指導を得ながら、地震や津波災害・火災を想定した避難訓練を毎年複数回実施しております。

児童生徒につきましては、自身が自らの安全を確保するためにどのように行動すべきか判断することができるよう、社会科などの授業で安全な暮らしとまちづくり、地域社会における災害及び事故防止などについて取り上げ、家庭や地域社会の中で災害発生時も対応できるよう学習機会を設けております。

さらに、教職員につきましては、毎年度、防災計画や防災管理に対する教職員各自の任務・責任の周知徹底、防災予防上の遵守事項の確認など訓練を通じ実施しております。

今後につきましても、各小中学校において引き続きこれらの取り組みを行うとともに、地域の実情を踏まえた実践的な防災対策を実施するため、教育委員会と各小中学校及び町の防災担当や消防署などの関係機関と連携を図り、危機管理能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

4 項めは、繁忙すぎるといわれる小学校等の教職員にとって、さらなる防災対策は大変な負担となるが、その負担減のためにどのようなことが考えられるのか、についてであります。

現在、国や北海道が進めている教職員の働き方改革により、教職員が健康で

やりがいを持って働き、子どもと向き合う時間を確保し、教職員の負担を減らすことが求められております。

このような中、教育員会といたしましては、今後、さらなる防災対策を検討するにあたり、学校長や関係機関と協議を行い、教職員の負担増にならないよう努めてまいります。

< 再 質 問 >

仕事と子育ての両立の課題に応えるため、厚生労働省が所管だろうと思いますが、岩内町放課後児童健全育成事業での学童保育があります。

放課後も小学校の校舎の中で、一般教室とは別の教室で児童支援員のもとで過ごすことになります。保護者の帰宅や迎えまでのあいだの児童の安全確保も学童保育の機能の重要な点であるが、そのときの児童を災害から守る防災の責任部署はどこか。また、具体的には児童指導員がその任務を担うのか。

※再質問については、最初の質問との関連がないため、町長・教育長答弁はしておりません。